明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（三五）　三
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（三六）　六
○児童扶養手当法の一部を改正する法律（三七）　六
〔政　令〕
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（二一七）　六
○平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（二一八）　七
〔省　令〕
○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（文部科学二六）　七
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一四七～一五四）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一五五～一五七）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
税理士登録者、企業年金基金設立関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四七
会社その他
会社決算公告　五三

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三五号）（文部科学省）

一　独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正関係

1　スポーツ振興投票の収益から所要の財源を確保するための措置

㈠　平成二八事業年度から平成三五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の一〇〇分の五から一〇〇分の一〇に変更することとした。（附則第八条の四関係）

㈡　平成二八事業年度から平成三五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の三分の一に相当する金額から四分の一に相当する金額に変更することとした。（附則第八条の四関係）

2　都道府県の負担制度の創設

㈠　国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行うスポーツ施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、当該スポーツ施設が存する都道府県がその費用の三分の一以内を負担することとした。（附則第八条の一〇関係）

㈡　当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとするとともに、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いたうえで、文部科学大臣が裁定することとした。（附則第八条の一〇関係）

二　スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正関係

平成二八事業年度から平成三五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の三分の一に相当する金額から八分の三に相当する金額に変更することとした。（附則第四項関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第三六号）（国土交通省）

1　目的

この法律の目的に、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることへの対応を図るものである旨を追加することとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　流通業務総合効率化事業について、特定流通業務施設を中核とすることを求めないこととした上で、二以上の者が連携して行うものに限るとともに、流通業務の省力化を伴うものであることとする要件の変更を行うこととした。（第二条第二号関係）

㈡　特定流通業務施設について、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システムを有するものに限定しないこととする等の要件の変更を行うこととした。（第二条第三号関係）